

北九州市告示第 3 9 9 - 2 号

北九州市市税条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 8 5 号）第 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年北九州市告示第 1 4 - 2 号において別に告示で定めることとされている期日のうち、下記に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 0 月 3 0 日までの間に到来するものについて、下記のとおり指定する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

1 指定する地域

都道府県名	地域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町

2 指定する期日

対象となる期限	指定する期日
令和 5 年度分の普通徴収に係る個人の市民税の第 4 期、令和 6 年度分の普通徴収に係る個人の市民税の第 1 期から第 4 期まで並びに令和 7 年度分の普通徴収に係る個人の市民税の第 1 期及び第 2 期の納期限	令和 7 年 1 0 月 3 1 日
上記以外の申告等に関する期限	令和 7 年 1 0 月 3 1 日